

## 日本における小切手流通の展開とその限界： 手形交換所と公的振替制

TSURUMI, Masayoshi / 麿見, 誠良

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

54

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

23

(終了ページ / End Page)

66

(発行年 / Year)

1987-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005720>

# 日本における小切手流通の展開とその限界

——手形交換所と公的振替制——

露 見 誠 良

はじめに

第一章 手形交換の初期的展開——交換所と公的振替制の対抗

第二章 日清戦後における決済制度改革

一 当座勘定決済の振興

二 小切手決済制度の一元化

第三章 隔地間をめぐる決済制度改革とその挫折

一 隔地間における小切手流通の振興

二 地方手形交換の試みとその挫折

おわりに

はじめに

23  
一 国の銀行制度がどのような形をとるか、銀行の資金源泉がどのようなものであるか、この点によるところが

大きい。自己資本の比重が高いか、また預金のうち定期性、当座性のいずれの比重が高いか、その違いによってその国の銀行が投資銀行の色彩を強めるか、あるいは預金銀行またはその中間の兼営銀行化するか、違いが生じる。日本のケースでは、一八九〇年代にかけて預金、なかでも当座性預金の伸びが著しく、それが日本における預金銀行化の原動力となった。そのことを商取引決済の点から眺めるならば、小切手取引の浸透、小切手流通の拡大を意味する。すなわち商取引の最終決済において現金・銀行券のかわりに小切手で支払い受取るという方式が一般化しつつあったのである。こうして銀行におかれた当座預金の振替転記によって商取引決済が果されようになると、割引・貸付などの貸出金も一旦当座預金に振り込まれ、必要に応じて小切手の形態で引出されるようになる。

現金は商取引の部面から次第に姿を消し、預金の支払準備金として銀行の庫中に集中する。こうして、貸付―銀行券（あるいは政府紙幣）―小切手―商業手形からなる預金銀行主義的な信用機構が形成される。金・銀貨と銀行券からなる単純な商取引世界が、このような重層的な編成をもつに至るその起動力は、小切手流通の振興・拡大の成否にかかっていたのである。

この小論の狙いは、日本において小切手流通がどのように展開したか、またどのような限界をもっていたか、その一端を浮き彫りにすることにある。この課題に対しここでは、とくに小切手流通の制度的条件、すなわち手形交換所システムの形成という点から迫る。第二次大戦前の日本における小切手流通のありようは、一九〇〇年代初頭の決済制度改革の成否にかかっていた。抛るべき選択肢としては、(1)アメリカ流の自立的な手形交換所方式、(2)交換所を軸にその決済尻決済を中央銀行に依存するイギリス型、(3)独・仏など大陸で一般的な中央銀行による公的振替方式の三つがあった。その違いは、各国における民間銀行と中央銀行の関係、あるいは経済・金融構造における地域性などの違いによる。この三つの可能性、モデルを前にして、日本の決済制度改革は如何なる成果を生みだし

たであらうか。ここでは一八八〇年代から一九〇〇年代にかけて行われた交換所改革の行くすえを、都市内決済と隔地間決済の二つに分けて検討することとしたい。

## 第一章 手形交換の初期的展開―交換所と公的振替制の対抗

近代的な信用機構にとって、手形交換所はキイの位置を占める。明治初期日本において、手形交換所はどのような構想のもとに組織されたのであろうか。まず、この点を手形交換所と日銀振替制との対抗のうちに明らかにする。

近代銀行技術の啓蒙・導入に努める擇善会において、一八七七年（明治一〇年）はやくも小切手「互通」<sup>(1)</sup> 交換の問題が提起された。それから一年半後の七九年初め、渋沢栄一は『東京経済雑誌』創刊号において「交換所ノ」と題する論考を発表している。そこで渋沢は、地方銀行―コルレス―ロンドン銀行―イングランド銀行からなる手形決済機構を紹介し、この「英国の美制を羨む」とその方向を明らかにしたうえで、「一、二年の後に」交換所を設立し、「東北地方の決算は総て東京交換所を以て之を統べ西南は総て大阪を以て之を統べ」<sup>(2)</sup> するという雄大な構想を吐露した。

この渋沢が示した東西手形交換所構想は、旧幕来「手形」流通の伝統をもつ大阪の地においてまず着手された。七八年六月以来、渋沢の提唱によって大阪の銀行業者の間で定期的な会合がもたれるようになったが、その第一回会同（七九年四月）において手形交換所の設立が發議された。これをうけて大三輪長兵衛（第五十八国立銀行）、外山脩造（第三十二）、熊谷辰太郎（第一）らの尽力によって、七九年の二月、国立銀行一五行（本店一〇行、支店五行）、私立（支店）一行、計一六行が集まって「銀行苦楽部」が組織され、同時に大阪交換所が創設され

た。<sup>(3)</sup>そこでは手形交換と並んで「東京為換の売買と同業間資金の貸借」も行われた。<sup>(4)</sup>旧幕下浪華の両替商「手形」においては、本両替を軸に縦にむすぶ手形決済のルートを組織していたが、このような横にひらかれた決済組織は無論未経験のことであった。

大阪交換所の結成をみとどけた渋沢栄一は、四カ月後の八〇年三月、もう一方の極である東京にも手形交換所を設けるよう擇善会において発議した。ところが手形交換所開設にそなえ擇善会を銀行集会所へ発展的に解消しようという段階で（八〇年六月）、手形交換所の開設は見送られた。理由は加盟銀行の「手形」取付高が未だ交換を要するほど多くはないというものであった。<sup>(5)</sup>江戸には大阪のごとき「小切手」流通の伝統はみられず、七八年一月にも銀行集会所は小切手保証裏書制を導入し、上から小切手取引の振興に力を注がねばならぬ未熟な段階にあったのである。結局は、手形流通振興の目的から、八〇年一〇月、為替売買の場である為替取組所だけが切り離されて設立され、<sup>(6)</sup>渋沢が描いた東西二極とする手形交換所構想は片眼を埋めたに止った。

信用取引の伝統を欠くと言われた東京において、初めて手形交換が行われたのは、それから七年後の八七年（明治二〇年）一二月のことであった。当時「手形取引ノ慣例未タ充分ニ行ワレサル」<sup>(7)</sup>状況にあり、「手形流通ノ事業ヲ漸次拡張セン」<sup>(8)</sup>と、さきに活動していた手形取引所（為替取組所の後身）の付属施設としてスタートしたのである。

大阪や東京の動きをうけて、京都や名古屋<sup>(9)</sup>でも早くから手形交換所の組織化が試みられたが、結局一八九六年（明治二九年）に至るまで手形交換所は東京・大阪の両都においてのみ実現したにすぎなかった。東京の手形交換が大坂より七年も遅れたこと、また京都や名古屋では遂に実現に至らなかつたこと、こうした事情の背後には、各地における手形取引の伝統の有無、ならびに西欧的再編の進行状況の違いが大きな影を落していたのである。

それでは東西両都に設けられた手形交換所は、どのような組織で、どのような展開を遂げたであろうか。

東西の銀行集会所は手形交換を開始するにあたって英・米の交換制度を比較検討し、その結果、ニューヨーク流の小切手による交換尻決済方法を採用した。<sup>(11)</sup> ロンドン流の中央銀行当座勘定を介した交換方法は、一八八二年日本銀行の創設によって始めて可能となる。

大阪交換所は、一八八四年(明治一七年)一〇月、日銀の再割引中止直後の一連の改革再編の一環として、日銀大阪支店当座勘定による交換尻振替決済に移行した。ところが翌八五年六月、何故か日銀支店から銀行集会所へ場を戻し、決済方法も旧来の方法に復した。<sup>(12)</sup> これ以降、国立銀行を中心に組織されたこの交換所は、九六年の制度改革に至るまで日銀とは自立した活動を続けた。一方、九〇年一月以来手形売買を行っていた大阪私立銀行集会所に加盟する三井・逸見・虎屋などの私立銀行一八行は、九五年二月に漸く手形交換を開始したが、<sup>(13)</sup> それも日銀とは自立した組織形態をとった。

これに対して後発の東京では、活動を始めて僅か二年後の八九年(明治二二年)十一月、手形の普及を一層促し「現金通送ノ不便ヲ避クル」<sup>(14)</sup> ために、日本銀行をくみ込んだ決済方法の検討を開始した。「日本銀行を一大銀行ト為シ各銀行之ニ応シテ運動セハ」「全国為換ノ振替法其他利便ノ途ヲ得ル」と。かつて渋沢栄一は東京・大阪両交換所を東西二極とする全国決済機構を構想したが、ここでは、その後創設された日銀をくみこむことで、より効率的な全国決済機構を構築すること、この点に最大の課題をおいた。そのさい注目すべきは、手形交換所と並んで日銀による「全国為替ノ振替法」がひとつの選択肢として考慮に入れられていた点であろう。

東京銀行集会所は、一年の検討のすえ一八九〇年(明治二三年)一二月、日銀に対し次の如き具体的な提案をつきつけた。<sup>(15)</sup> (1)手形交換所に日銀も参加し、日銀が受入れた手形は全て交換所へ持出すこと、あるいは(2)それができ

なければ、「交換所へ之ヲ廃シ」、各銀行が受入れた店の手形・小切手は全て日銀の当座預金に振込むこと、その場合には「今後枚数ノ増加」が予想されるが、従来通り「附替報告」はしてもらいたいと。

すなわち、手形決済の普及をはかるには、これまでの自主的な手形交換では限界があり、日銀を軸とする決済システムに変えなくてはならない。その場合、手形交換所の交換尻を日銀当座勘定を介して決済する（ロンドン型の）方法と、交換所によらず日銀の当座勘定によって直接振替決済する（大陸型の）方法の二つの方式が可能であるが、いずれを選ぶべきかと。

銀行集会所がその判断を日銀に委ねた背景には、第二の途につらなるような決済方式を日銀がすでに始めていたからであった。集会所の提案に先立つこと八カ月前の九〇年四月、日銀は受入れた手形・小切手を「当日直ニ該仕払銀行ノ当座預金勘定ニ於テ差引ヲ立テ」という、交換所を介さない公的振替法を始めていた。<sup>(16)</sup> 集会所の提起によって日銀は、このまま中央銀行による公的振替決済制をつづけるべきか、あるいは一步退いて、手形交換所主導の決済制度を構築すべきか、日本の決済制度の行く末をめぐる大きな分岐点に立たされたのである。

岐路に立たされた日銀は直ちに「欧州二三中央銀行ト通常銀行トノ関係」について調査を開始した。当時営業局筆頭書記としてその任にあたった山本達雄は、英仏独いずれの中央銀行も交換所に「加盟」していること、そしてとくにイギリスを例にひき、マンチェスター・グラスゴーなど商工都市の「到ル処」に交換所があり、その「首席」を中央銀行が占め、その結果数千万円にのぼる取引がほとんど「現金ヲ要セズ」「貸借結了」し、その分貸付や割引など「他ノ需用ニ供給スル」ことができると高く評価した。それに対し、当時東京の「手形」取引は一カ月僅か三〇〇万円にすぎず、そのうち交換所で決済されるものは一二〇万円、全体の四割にすぎないとし、日銀が「牛耳ヲ取リテ」「漸次手形流通上ニ便利ヲ与へ」るべし、日銀が交換所に参加し、交換尻決済の任にあたるよう結論づ

けている<sup>(17)</sup>。その結果「本邦ニ於ケル手形小切手ノ流通ヲ奨励<sup>(18)</sup>」するという観点から、ロンドン手形交換所流の決済制度が選ばれたのである。この選択は、日本の信用制度を構築するうえで重要な意味をもつものであった。しかし次に見るように、その後の事態は直線的には進まず複雑な過程を辿った。

日銀は東京交換所の交換決済を開始するにさいし、その振興のために、当座預金・貸越に関し大幅な内規の改正を実施した<sup>(19)</sup>にもかかわらず、さきの日銀による直接振替の途は残されたのである。この曖昧さは、次に見るごとく、独自の途を進む大阪金融界の抗議によって明らかとなった。

当座預金を上廻わる小切手の振出が自動的に貸越となる、新しい当座勘定規定（第三条）によって日銀が手形・小切手の受入れを行うならば、これまで交換所に於て交換された手形のほとんどが日銀に集まるであろう。そのため「交換所へ廃止セラレ」るに等しく、日銀「大阪支店へ代リテ交換所タルカ如キ」事態に至ると、日銀大阪支店はその矛盾を突いた。第三条の規定は日銀が交換所へ加入し「同盟銀行渡リノ手形小切手ヲ収納スル」ために必要なものであった。このとき何故か、日銀大阪支店は手形交換所へ参加することなく終った。そのため日銀は大阪支店の願いを容れて、大阪支店当座勘定における受入れを「現金又ハ大阪支店ヨリ仕払フヘキ手形小切手」に限定する措置をとった<sup>(20)</sup>のである。

これに対し日銀の東京本店では、その後も手形交換所加盟銀行以外の取引銀行に対し直接振替の便宜を与えつづけた。そのため日銀本店はあたかも「無手数料ニテ」「交換決算」を行い、「第二ノ手形交換所<sup>(21)</sup>」の如き様相を呈したと言う。

ここで問われるべきは、このような初期における決済制度の変遷・対抗をどのように位置づけるかにある。そのひとつの手掛りは欧米における手形・小切手決済制度と対比するなかでその特質を照射することである。

欧米の小切手決済制度を中央銀行との関係から整理すれば次の三つのタイプが浮び上ってくる。第一は、中央銀行が存在せず、そのためそれとは独立して手形交換所が決済を行うアメリカ型、第二は、決済制度の中軸に手形交換所があり、中央銀行はその交換尻決済だけになうロンドン型、第三は、中央銀行による直接振替制度が主流をなし、交換所は従となる独仏の大陸型である。その違いは各国の中央銀行の機能の違いに帰因<sup>(22)</sup>する。

一九世紀後半、大陸のドイツ・フランスでは中央銀行みずからが、全国各地に多くの支店・出張所を開設し、積極的に個人向け取引を推し進め、その一環として各地間の送金決済を円滑にすべく、中央銀行による送金振替制度が大規模に行われるに至った。その点ではとくに、中世以来のハンブルグ振替銀行を受けついで、一八七五年に創設されたドイツの中央銀行ライヒス・バンクが際立っていた。

こうした動きは、初期の個人向け取引の比重を下げ、「銀行の銀行」の色彩を強めていったイングランド銀行とは対照的であった。

ロンドンの支店大銀行を軸に全国各地を有機的にむすびつけた決済網が形成されたために、イングランド銀行は手形交換所を介した決済方法を堅持することができ、みずから直接振替決済に乗出す必要がなかった。他方、古くから振替制度の伝統をもつ大陸諸国では、中央銀行みずから支店銀行化し、大規模な公的な決済機構を構築していたのである。その結果、ドイツ・フランスでは手形交換所の成立は著しく遅れ、その活動も不振を免れなかった。言わば、中央銀行による公的振替制度が民間の決済制度である手形交換所の機能を併呑してしまったのである。そのために独・仏などの大陸諸国では、英・米に比し小切手流通の展開が鈍く、ひいては預金銀行化の遅れをもたらしたのである。

一八九〇年、さきの東京銀行集会所が日銀に突きつけた問題は、まさに日本の決済制度を手形交換所を主とする

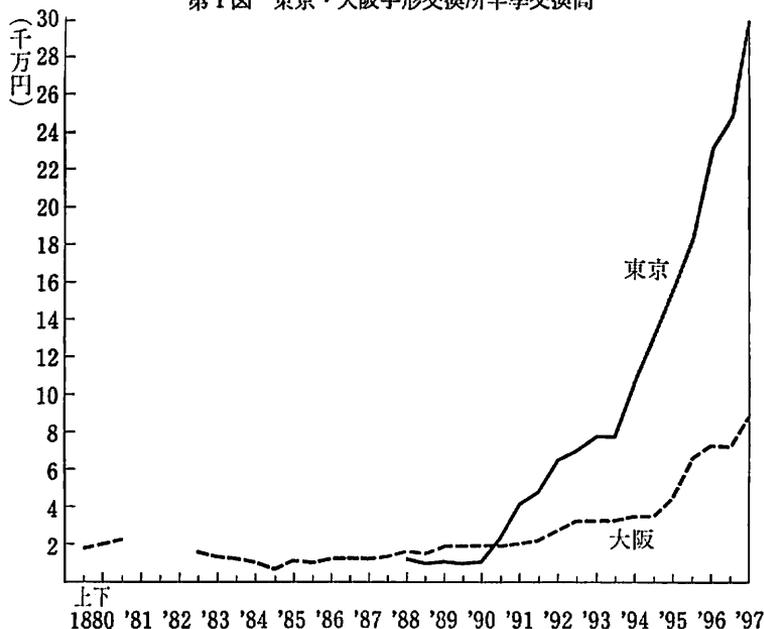
ロンドン型とすべきか、あるいは公的振替制を主とする大陸型とすべきか、その選択にかかわるものであった。九〇年以降行われた日銀の公的振替制度は、この区分によれば、第三の大陸型と規定することができる。しかし、預金銀行化という観点からするならば、日銀の公的振替制を独仏の公的振替制と同一視することはできない。日銀が公的振替制度を始めたひとつの理由は、小切手流通の振興にあった。もし日銀が広汎な支店網を築きひろく個人取引を行い、譲渡不能の支払指図書による公的振替制を展開したならば、民間における小切手流通は著しく阻止されただであろう。日銀は「銀行の銀行」たたくべく個人取引を控え、かつ公的振替の決済手段として譲渡性の小切手を用いた。この小切手流通の振興をめざしたところに、日本における公的振替制の独自の意義をもとめることができる。

このように日銀は、一方でロンドン型の交換所決済方式を推進しながら、他方で交換所に加盟しない当座取引先銀行に対しては大陸型の直接振替の便を依然与えつづけるという、二兎を追う戦略をとった。日銀が相異なる二つのタイプへの決済方式を同時に展開したのは、手形・小切手決済を振興すること、この一点にあった。しかし、このような複線的な振興策は手形流通の伝統をもたない東京においてのみ行われたにすぎず、長い伝統をもつ大阪においてはアメリカ流の手形交換所が、日銀とは無関係に依然自立的な活動をつづけていた。とどのつまり、明治二〇年代の決済制度は、米国型・英国型・大陸型の三つのタイプが併存するという過渡的な状況にあったのである。

さて、このような国立銀行時代の過渡的な決済制度のもとで、東西両都の小切手預金取引はどのような展開をみせたであろうか、この点を次にみておこう。

まず注目すべきは、一八九一年ニューヨーク型からロンドン型への決済制度の転換を機に、東京の交換高は急膨張をとげ、先行する大阪を大きく引離すに至った点であろう（第1図）。まさに方法上の優位が伝統上の劣位を上廻ったのである。<sup>(23)</sup>

第1図 東京・大阪手形交換所半季交換高



(1) 大蔵省『銀行局報告』(各年次)より作成。

一八九一年以前の旧法においては、加盟銀行は必ずしも全ての手形・小切手を交換所へ出すよう義務づけられていなかった。また、交換差額が黒字の交換「勝」銀行は、受け取った交換小切手を翌日の交換に持出して決済するか、あるいは当日中に相手方に向向いて支払を受けるか、しなければならず、交換「負」の支払銀行としては当日直接現金支払を要求されるか、翌日交換へ回されるか不明であった。<sup>(2)</sup>これらの事情から旧法ではそれだけ余計の現金準備を必要とした。この重しの有無が東京の飛躍、大阪の停滞をひき起したのである。大阪における交換所小切手の交換全体に占めるシェアは一貫して高く、一六、七%に及んでいる。

次に第1表によって、東・西手形交換の内訳に眼を転ずるならば、初期にはまだ当座小切手が大勢を占めるに至らず、送金手形すなわち為替手形(ならびに東京では過渡的な振出手形)

33 日本における小切手流通の展開とその境界

第1表 東京・大阪両手形交換所の交換事情

東 京	1 8 9 0 (16行)				1 8 9 5 (14行)			
	一年間 交換高 (千円)	枚数 (百枚)	一枚当り 金額 (円)	一行一日 平均枚数 (枚)	一年間 交換高 (千円)	枚数 (百枚)	一枚当り 金額 (円)	一行一日 平均枚数 (枚)
送金手形	6,035	160	377	2.7	54,340	614	885	12.0
振出 "	1,564	10	1,564	0.2	30,659	29	10,572	0.6
当座小切手	11,035	231	478	4.0	201,848	1,582	1,276	31.0
為替手形	—	—	—	—	2,256	603	37	11.8
交換小切手	1,574	22	715	0.4	—	—	—	—
計	20,206	423	478	7.2	289,102	2,231	1,296	56.6

大 阪	1 8 9 0			1 8 9 5			
送金手形	14,072	427	330	—	26,448	771	343
振出 "	119	1	1,190	—	834	1	8,340
当座小切手	16,430	730	225	—	61,973	1,211	512
交換小切手	6,627	77	861	—	12,932	103	1,256
計	37,248	1,235	302	—	102,187	2,086	490

(1) 大蔵省『銀行局報告』より作成。

の比重が高かった点が眼を惹く。しかし僅か五年後、当座小切手は他を大きく引き離すに至った。当座小切手の伸びはとくに東京で著しかった。それは、九一年東京での交換制度改革の効果によるところが大きい。表中の一枚当り交換金額欄を比べると、改革によって高額の当座小切手・振出手形が持込まれるようになったことが判る。旧法を維持しつづけた大阪では、一枚当り交換金額は九五年現在、東京の僅か四割(五一・二円)にとどまった。おそらく高額の手形・小切手は交換所に廻されず、個別に決済されていたと思われる。

決済方法の改革によってとくに東京の手形交換は著しい進展をみせたものの、まだ交換所に対する利用は限られたものでしかなかった。たとえば一行一日当り交換枚数をとってみると、一八九〇年の七・二枚であったのが九五年には五六・六枚へと膨らんだ。しかし、この枚数で

第2表 1890年代東京における手形決済状況

(千円)

	総振替高	東京交換所一日当り交換高			非加盟銀行一日当り日銀勘定振替高		その他(直接)	
	A 金額	B 金額	B/A (%)	枚数	C 金額	C/A (%)	D 金額	D/A %
1890年下期	100	40	40.0	—	27	27.0	33	33
93年10月	595	484	81.3	254	111	18.7	—	—
94年 "	777	597	76.8	300	180	23.2	—	—
95年 "	1,202	892	74.2	730	310	25.8	—	—

- (1) 東京交換所については「東京交換所半季報告」『日本金融史資料 明治大正編』第一二巻より。
- (2) 交換所非加盟銀行の日銀勘定振替高とその他の項は、山本達雄「銀行懇話会に於ける演話」『東京経済雑誌』八〇一号、一八九五年一月二三日、より。

は交換による相殺の確率はまだ高いとは言いがたい。その背後には、「第二の手形交換所」と化した日銀Ⅱ公的振替制度の浸透が作用していたと思われる。そこで次に、公的振替制度の活動ぶりを手形交換所との対抗という点からみておこう。

第2表は、東京における交換所決済とこの公的振替決済両者の一日平均決済状況を比較したものである。これによれば、決済方法が改革される直前の一八九〇年下期、全決済額一〇万円のうち交換所決済分は四万円、公的振替分は二・七万円であった。これに対し両者を介さない個々の銀行が個別的に行った決済分は三・三万円にも昇った。しかし九一年の改革によって、加盟銀行間の手形・小切手は全て交換所に持込むよう義務づけられたから、第三の個別銀行相互による決済部分は消える。同時に公的振替決済もその比重を下げたから、決済全体に占める交換所交換の比重は、改革によって著しく高まったのである。

ところが一旦は比重を下げた公的振替領域はその後逆に拡大を遂げ、九五年には交換所決済高のほぼ三分の一に達する規模にまで膨んだ。手形交換所にしてみればそれは、九〇年の合意、公的振替制の廃止方針にそむくものであった。このような公的振替高の膨張

第3表 東京交換所加盟銀行および日銀当座取引先

銀行	'90年 5月	'92年 12月	'97年 11月	'98年 上季	銀行	'90年 5月	'92年 12月	'97年 11月	'98年 上季
第一銀行	◎	◎	◎	◎	川崎銀行	○	○	◎	◎
二 (支店)	◎	◎	◎	◎	久米	●		◎	◎
三 ( " )	◎	◎	◎	◎	三菱			◎	◎
四 ( " )	◎	◎	◎	◎	伊藤	○	○	◎	◎
五 ( " )	◎	◎	◎	◎	掛川	○	○	◎	◎
六 ( " )	◎	◎	◎	◎	信濃			◎	◎
七 ( " )	◎	◎	◎	◎	横濱		○	◎	◎
八 ( " )	◎	◎	◎	◎	東海			◎	◎
九 ( " )	◎	◎	◎	◎	帝商			◎	◎
十 ( " )	◎	◎	◎	◎	東京	○		◎	◎
十一 ( " )	◎	◎	◎	◎	東割			◎	◎
十二 ( " )	◎	◎	◎	◎	東立			◎	◎
十三 ( " )	◎	◎	◎	◎	日本			◎	◎
十四 ( " )	◎	◎	◎	◎	明治			◎	◎
十五 ( " )	◎	◎	◎	◎	肥後			◎	◎
十六 ( " )	◎	◎	◎	◎	東商			◎	◎
十七 ( " )	◎	◎	◎	◎	浅草		○	◎	◎
十八 ( " )	◎	◎	◎	◎	加部			◎	◎
十九 ( " )	◎	◎	◎	◎	京丁			◎	◎
二十 ( " )	◎	◎	◎	◎	神東			◎	◎
二十一 ( " )	◎	◎	◎	◎	東貯蓄			◎	◎
二十二 ( " )	◎	◎	◎	◎	東海貯蓄			◎	◎
二十三 ( " )	◎	◎	◎	◎	里為	○	○	◎	◎
二十四 ( " )	◎	◎	◎	◎	日本郵船	○	○	◎	◎
二十五 ( " )	◎	◎	◎	◎	日鐵	○	○	◎	◎
二十六 ( " )	◎	◎	◎	◎	ボアソナード		○		
二十七 ( " )	◎	◎	◎	◎	三井物産	○			
二十八 ( " )	◎	◎	◎	◎	日銀当座取引先	29	33	60	53
二十九 ( " )	◎	◎	◎	◎	うち銀行	26	29	58	53
三十 ( " )	◎	◎	◎	◎	交換所組合銀行	16	34	18	33
三十一 ( " )	◎	◎	◎	◎	" 代理交換	0	0	0	20
三十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
三十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
三十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
三十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
三十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
三十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
三十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
三十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
四十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
五十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
六十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
七十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
八十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
九十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百二十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百三十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百四十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十八 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百五十九 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百六十 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百六十一 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百六十二 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百六十三 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百六十四 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百六十五 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百六十六 ( " )	◎	◎	◎	◎					
百六十七 ( " )	◎	◎	◎	◎					

は当然のこと手形交換所の活動に影を落さざるをえない。それは両機構への参加行数（第3表）のうちに如実に示されている。

一八九一年の日銀の交換所参加以降、交換所加盟銀行は一六行から三四行へと倍増し、日銀当座取引先にはほぼ見合う数となった。しかしその後、後発の私立銀行ならびに支店を開設した地方銀行の多くが日銀当座取引先にくりこまれながら交換所への加盟を見合せ、そればかりか一旦三四行までふえた加盟銀行も再び一八行まで減ってしまった。その結果、一八九七年（明治三〇年）には手形交換所に加盟せず日銀と当座取引契約をむすび、公的振替決済の恩恵を享受した銀行は実に四〇行に昇ったのである。

これらの銀行の多くは後発の中規模以下の支店銀行あるいは私立銀行であった。これらの銀行を日銀が取引先にとりこむことによつて、公的振替決済は膨張を遂げ、その結果、手形交換所の活動は浸蝕され、充全たる展開をさまたげられたといつてよい。しかし他面で、これら中小銀行に手形・小切手取引の利用を促したことも間違いない。そのことは、第2表で、公的振替決済の一枚当り平均金額が交換所決済に比べほぼ半分にすぎないこと、しかし総枚数は交換所交換高のほぼ四割強に及んだことからうかがえる。

日銀は、東京において、一方で手形交換所の交換尻決済を引受け、他方で交換所非加盟銀行に対する直接振替決済の便を与えることで、手形とくに小切手の普及に力を尽した。一方大阪では、二つの手形交換所が日銀と何らの関係ももたずに併存していた。このような二元的な決済機構は、当然のことそれだけ現金決済の比率を高め、総体として信用創造の効果を著しく弱めざるをえない。預金銀行化のためには、ニューヨーク型・ロンドン型・大陸型の三つのタイプが併存するこのような多元的な決済機構を、いずれ解消する必要があった。

(1) 「擇善会録事」(第三回、一八七七年九月三日)『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、一三頁。小切手「互通」の件

は安田善次郎の提案による。

- (2) 波沢栄一「交換所の1」『東京経済雑誌』一号、一八七九年一月二十九日。
- (3) 「大阪手形交換所記録」『波沢栄一伝記資料』第七卷、一三二七—一三〇頁。
- (4) 同 第七卷、一三九頁。
- (5) 「擇善会録事」(第三二、二回、一八八〇年三、六月)『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、九七一—一〇〇頁。このとき行われた調査では、二〇行一ヶ月平均手形取付高は「八百余枚」、すなわち一行一日平均僅か一枚にすぎなかったといふ。
- (6) 東京銀行集会所「半季実際報告」(第一回、一八八〇年下半季)同上書、第二卷、一一七頁。また「同盟銀行為換取組申合規則」については『波沢栄一伝記資料』第七卷、一三七—一三九頁をみよ。
- (7) 東京銀行集会所「半季実際報告」(第一五回、一八八七下半季)『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、一八八頁。
- (8) 同 (第二二回、一八八六上半季) 同上書、第二卷、一六四頁。
- (9) 京都では八一年二月、京都同盟銀行が国立銀行七行、私立銀行一行によって組織されたさい、「相互間手形交換ノ手続」について議論がなされたが、結局のところ交換所は開設されなかった。このときの八行は、京都の第四十九、百十一、百五十三、二十六の四本店、第十三、百三十、第一、三井の四支店である。その後西京為換取引所において八二年二月から九六年まで(八五年から八九年まで休止)の間手形交換が行われたというが、それは「月末月始の兩日」手形・小切手の正貨払出しを一日猶予する措置にすぎず、手形交換とは言いがたい。以上については「世界各主要地手形交換所組織一斑(七)」(管 武時)『中央銀行会通信録』一一二号、一九二二年七月、ならびに『京都銀行集会所沿革大要』による。
- (10) 名古屋においても一八八〇年、名古屋銀行集会所の前身たる「協和会」において、交換所開設が議論されている。しかし三府の手形交換状況を調査した結果、交換所を設ける必要性が認められなかった。その後八九年三月、愛知同盟銀行集会所が一〇行によって組織されたさい、為替取組のかたわら手形交換が行われたという(このときの一〇行とは、第十一、四十六、九十五、百三十、百三十四の五国立銀行と、名古屋、熱田、伊藤、関戸為替方、三井の私立五行である)。しかし為替の出合も少なかったために、九〇年九月、中止された。「世界各主要地手形交換所組織一斑(九)」(管 武時)『中央銀行通信録』第一一三号、一九二二年九月、を参照。

- (11) 「擇善会録事」(第三二回、一八八〇年六月一四日)『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、一〇〇頁。
- (12) 「大阪手形交換所記録」『涉沢榮一伝記資料』第七卷、二二八頁。
- (13) 「私立銀行集会所手形交換ノ開始」『銀行報告誌』六一号、一八九五年一月。交換同盟銀行は以下一八行。逸身・木原・川上・谷村・有魚・虎屋・小田・富岡・清水・加島・大阪・商業・明治・中立銀行本店ならびに三井・津山・宇和島・阿波銀行支店。
- (14) 東京銀行集会所「半季考課状」(第一九回、一八八九年下半年)『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、一三四、五頁。
- (15) 『日本銀行沿革史』第一集、第二卷、一三三―一三三頁。
- (16) 同上書、第一集、第二卷、四二四―四五頁。
- (17) 「東京手形交換所へ出席之義ニ付御伺」(山本達雄、一八九〇年、二月二日)日本銀行『東京・大阪手形交換所ニ関スル書類(自明治二六年至同二七年、同二三年)』より。
- (18) 『日本銀行沿革史』第一集、第二卷、一三三頁。
- (19) 同上書、第一集、第二卷、四二六―四三五頁。当初、当座勘定貸は、当座預金残高を超過して小切手を振出せば、自動的に当座勘定貸となったのを、一八九〇年六月、預金取引と貸越取引が形式上分離され、手続が繁雑化した。この点については、以前から大阪支店より改正要請が出されていたが、日銀による交換尻決済の開始を機に、かつての「簡易」な規定に復した。
- (20) 同上書、第一集、第二卷、四三七頁。
- (21) 同上書、第一集、第二卷、四四七、八頁。
- (22) R. S. Sayers, The Bank of England 1891-1944, Vol. 1 日本銀行金融史研究会訳『イングランド銀行一八九一―一九四四年』上巻、一九七九年、一、二頁をみよ。
- (23) 奇妙なことに、それに先立つ八四年一〇月大阪交換所において、一時ロンドン型へ交換方法が転換されたときには、こうした交換高の拡大はみられず、むしろ縮小させている。あるいは日銀振替方式への転換をめぐる対立があったのかも知れない。

(24) これらの点については、中村稔治「手形交換事始め」(上・下)『金融財政』一九七六年二月一日、一五日、が有益である。

(25) 為替・約束手形の交換は、東京では一八九四年下期、大阪では九六年上期に開始された。

## 第二章 日清戦後における決済制度改革

明治二〇年代、日銀総裁として力を揮った川田小一郎は、没する三カ月前の一八九六年七月、各行に直々預金銀行化を促す文書を送っている。<sup>(1)</sup>ここで川田は、英国の主だった銀行の概括的な勘定表を掲げ、「株金ノ割合ニ預金夥ク」、「營業上重ニ此預金ヲ運用スルコトヲ相競争モノノ如」し、これに対して日本の銀行は「大ニ其趣ヲ異ニスル」と注意を促している。この文書は、川田あるいは日銀が英国流の預金銀行化を志向していたことを示して興味深い。この前後から日銀は強力な指導力を発揮し、決済制度改革にのりだす。

それは、手形—銀行券からなる信用構造を手形—小切手—銀行券の三層へ重層化すること、ならびに多元的な決済組織を一元化すること、この二つの課題からなる。

### 1 当座勘定決済の振興

古典の世界においては、発券集中・独占の過程のなかで戦略的な信用手段である銀行券の発行権限を中央銀行に奪われた諸民間銀行が、再び自立したひとつの世界を築きえたのは、預金通貨すなわち小切手流通を自力で構築したからであった。そこで、銀行券の根底を貫ぬく「受ける信用で貸す」という近代的な銀行原理が、当座預金取引という次元の異なる新たな形態をまとめて甦ったのである。預金銀行体系とは、手形流通—小切手流通—銀行券流通からなる重層的な信用機構を意味する。世紀転換期、日本の金融機構が直面した課題は、手形流通—銀行券流

通の二元的世界から手形流通—小切手流通—銀行券流通の重層的な世界へ、如何にこの構造的再編を推し進めるか、この点にあった。

このような構造的な再編という点からすれば問題は、手形割引あるいは貸付など信用を供与するとき「預金を設定して貸す」という形態がどれだけ一般化しうるか、すなわち手形流通と小切手流通をどれだけ有機的にむすびつけうるか、この点に関わる。もし両者が連結しなければ、手形割引のたびに現金⇌銀行券が流出し、信用の展開は限られたものとならざるをえない。

一八九四年（明治二七年）一月、日銀は手形割引の支払方法に関して次のごとき三項からなる手続要領を示した。<sup>(2)</sup> 手形割引の支払にさいし、(1)約束手形を振出すとき、あるいは為替手形を引受るとき「支払銀行を指定」すること、(2)小切手で支払うときには「必ず宛名銀行の支払保証あるもの」に限ること、(3)それ以外は「総て現金の支払を為す」こと。

日銀がこうした支払方法の改善をうちだした背後には、次のような事情があった。<sup>(3)</sup> 「近來割引手形その期日に至り仕払小切手を以て引換を為すものあり」、ところがこの小切手を指定の銀行にもっていても、当座預金がなく「往々不渡となることあり」という。この手続要請のねらいは、小切手の不渡りをなくすことで、割引手形などの支払いに小切手の利用を促すこと、最終的には「信用取引を奨励補助する」ことよって現金を節約するところにあった。

そのためにまずなすべきは、小切手の不渡り防止対策が検討された。その一環として銀行保証のついた小切手の利用をはかること、<sup>(4)</sup> また手形交換所を中心に不渡りに対する罰則処分規定を設けることなど、<sup>(5)</sup> 幾つかの方策がとられた。東京の交換所は、手続要領が出されてから半年後の七月には不渡小切手に対する処分を決定し、以下他の大

都市でもつづいて不渡処分規定が設けられた。<sup>(6)</sup>

しかし、小切手の不渡りをなくす最大の方策は、当座預金取引を振興し、割引手形の支払を当座預金勘定を介して行うようにすることであった。当時日銀営業局長の職にあった山本達雄は、当座勘定決済が行われるようになれば、「現金を引出す」ことも、「支払を保証する」こともなく、「信用取引更に円滑を加へ」るであろうと、この通達の真の狙いを明確に表明している。<sup>(7)</sup> 第一項「支払銀行の指定」は、手形割引の決済を当座預金勘定を介して行うことをめざしていたのである。

日銀の通達に依って東京交換所も、現金払は「不便の極」みであり、保証小切手も「時宜により利便を欠く恐れ」があると断じ、「手形に仕払銀行を付記せしめ」「期日に至れば交換所に持出し決済し得る」第一の方法を強く推した。<sup>(8)</sup> 実施にあたって交換所は、日銀の真意を汲んでか、第一項を支払指定銀行の当座預金によって決済すると狭く規定した。

ところが、一八九四年九月、交換所の決議から八カ月後、東京地方裁判所の判決をうけて、日銀は一転してこの但書を削除すること、抹消しなければ「再割引ヲ為ササル」旨通達してきた。<sup>(9)</sup> また同時にいまだ当座取引が一般化していなかったのであろう、手続要領実施以来、現金払がふえ「旧に復」すという事態が生じつつあった。そのため東京交換所は、九六年一月、「当座勘定」払の文句を削除し、日銀要領が最初に掲げた「支払銀行の指定」の線まで戻さざるをえなかった。<sup>(10)</sup>

このような混乱の結果、商業手形の支払指定銀行払はどこおり、「爾来殆んど中止の姿」となってしまったのである。そこで交換所は九七年七月、あらためて手形の支払指定銀行払を「励行すべき」旨の決議を行い、<sup>(11)</sup> 当座決済の振興につとめた。

また大阪でも一九〇〇年一月、銀行集会所は日銀大阪支店の要請をうけて「手形に支払銀行を記入する」旨の決議をし、また日銀支店も「此種の手形を奨励するの方針<sup>(12)</sup>」をとった。また同年九月にも、現金の支払を避けるべく銀行小切手の発行についても審議している。それによれば当時「我国に在ては固より当座勘定を以て諸取引の基礎となさず」、「手形割引又は貸金とも当座客以外に多く」しかも「常に其代り金は現金を以てす<sup>(13)</sup>」という状況にあった。大阪でもそれまでは、支払銀行を記入したこの種の手形は全体の僅か「二割位」にすぎなかったという。

一八九七年から一九〇〇年にかけて東西両都の集会所を中心に手形決済を当座勘定を介して行うよう、当座取引振興策がとられた。またそれを支援するように、一八九九年には小切手の印紙税を無税とする優遇策もとられた。こうした振興策をうけて、たとえば三井銀行では九九年六月、各支店支配人に対して「商業手形ノ割引ハ当銀行ニ当座取引ノ約定アル依頼人ニアラザレハ其取扱ヲ為スヘカラス<sup>(14)</sup>」という通達を発している。

このような官民挙げての振興策をバックに、手形割引取引の当座勘定決済が序々にではあれ定着していった。それを数字をもって跡づけることはできないが、以下の如き断片によって、それをうかがうことができる。一九〇二年大阪では「手形の流通の如き実に頻繁となり、銀行預金の如き其半額は殆んど手形の預入とも云ふべ<sup>(15)</sup>」き状況に達しつつあったという。

- (1) 「川田日本銀行総裁書翰」(七月二四日)『銀行通信録』二二九号、一八九六年八月。
- (2) 東京交換所「臨時總會録事」(一八九四年一月二九日)『渋沢栄一伝記資料』第七卷、三三二、二頁。
- (3) 「銀行懇話会に於ける山本日本銀行営業局長の演説」『東京経済雑誌』八〇一号、一八九五年二月二三日。
- (4) 一八九七年八月、東京交換所で、「横線小切手ノ法ヲ広ク奨励スルノ件」が決議されている(『東京手形交換所五十年史(未定稿)』所収の「主要決議事項一覧」二〇一頁による)。
- (5) 東京交換所では、一八九四年七月、まず小切手について、組合銀行は今後一切取引を行わない旨の不渡処分を決定し、九

月にはこの規定を手形にまで拡張している(同上書、一九九頁)。

(6) 不渡処分規定が設けられたのは、京都では九八年一月、交換所が新設されたとき(『銀行通信録』一四六号)、神戸同盟銀行は同年三月、大阪手形交換所は同年八月のことであった(『大阪銀行通信録』六、一〇号)。また一九〇〇年七月には足利同盟銀行でも不渡手形盟約がむすばれている(『銀行通信録』一七六号)。

(7) 「銀行懇話会に於ける山本日本銀行営業局長の演説」『東京経済雑誌』八〇一号、一八九五年一月二三日。

(8) 東京交換所「臨時総会録事」(一八九四年一月二九日)『銀行通信録』九九号、一八九四年二月。

(9) 東京交換所「定式会要略」(一八九四年一月九日)同上誌、一〇八号、一八九四年一月。

(10) 東京同盟銀行「定式会録事」(一八九五年一月一日)同上誌、一一二号、一八九五年二月。三井銀行の提議により、

日銀の要求をうけ但書を抹消するが、一方得意先に対して約定書を取除くことで妥協することとなった。

(11) 東京同盟銀行「定式会録事」(一八九七年六月二五日)同上誌、一四〇号、一八九七年七月。

(12) 「大阪に於ける手形取扱に就て」同上誌、一七一号、一九〇〇年二月。一月二五日より実行。

(13) 「大阪に於ける銀行小切手発行の議」(大阪銀行集会所委員会 九月二〇日、三井銀行建議)『大阪銀行通信録』三六号、

一九〇〇年一〇月。

(14) 一八九九年六月二六日 達調各第二六号『三井銀行報知』より。三井銀行は、それに先だつ九八年八月の「事務取扱順序」において、貸出などで受渡しされる資金はなるべく当座預金に振替えるよう指示している。また、九九年六月のこの通達は一九〇二年には廃止され、「手形割引其他貸金ノ取引先ハ同時ニ当座取引先ヲラシムルコトニ精々尽力相成度」と緩和された。以上いずれも『合名会社三井銀行例規彙纂』(一九〇二年五月版)による。

(15) 兒島卷蔵「当座預金の利子に就て」『銀行通信録』一九七号、一九〇二年三月。

## 2 小切手決済制度の一元化

一八九六年(明治二九年)、預金銀行化をめざす第二の課題―手形交換制度一元化の試みが着手された。

まず、一八九〇年以来東京において行われてきた公的振替制が、九七年(明治三〇年)一月廃止と決定された。<sup>(1)</sup>

すなわち日銀は翌年の一月一日以降、東京手形交換所組合以外の銀行に宛てた手形・小切手の振替決済を行わない

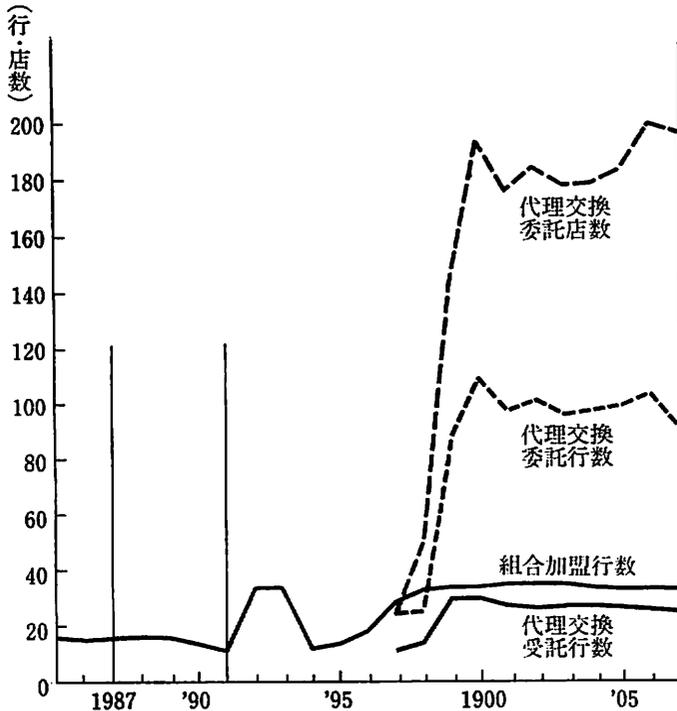
旨の通達を本店取引先に発したのである。その理由は、第一に「信用制度發育ヲ謀ル」ため、第二に「本行ノ經費ヲ節約スル」ためであつた。川田の急死をうけて山本達雄の後を襲つて營業局長となつた鶴原定吉は新總裁岩崎弥之助に宛てた「伺」<sup>(2)</sup>において、この公的振替制度が預金取引振興のための「一時の便法」であつたこと、この措置によつて日銀は「第二の手形交換所」と化し、その肥大化は「東京手形交換所ノ活動」に悪影響を残し、また日銀自身もその手数の「煩ニ堪ヘサル」状況に陥つたと訴えている。

この措置は、日銀が七年前東京銀行集会所との間で達した合意、日本の決済制度の骨格を手形交換所におくという基本方針を再確認するものであつた。過渡的に設けられた公的振替措置を廃止することによつて、日銀は手形交換所の背後に退き、ロンドン型の交換所を軸とした決済機構に一元化すること、これによつて本格的な預金銀行化を推し進めるところにその狙いがあつた。

鶴原は、公的振替制を「一時の便法」と表し、その廃止を揺ぎのないものの如く論じているが、大陸諸國のように中央銀行による公的振替が手形交換所を浸蝕し、呑み込んでしまふという可能性が全くなかつたわけではない。そうならなかつたのは、既に東京の手形交換所の活動がかなりの規模に達していたからであり、また日銀課税問題とおして日銀が収益性を重んじ、コストの増加に敏感になつていたからでもあつた。

この日銀による公的振替制の廃止によつて、交換所に加盟せず日銀と当座取引を行つていた三九に及ぶ銀行が振替決済の便を失うに至つた。廃止を告げる通達のなかで總裁は手形交換所組合への参加、あるいは代理交換の委託を促している。<sup>(2)</sup>この一方的な勸奨に依つて、それから六カ月後の九八年下期末までに中井あるいは第二銀行など一六行が新たに東京手形交換所組合に加入した。しかしまだ二三行が残されており、<sup>(3)</sup>そのためには代理交換制の拡充がはかられなくてはならなかつた。

第3表 明治中期における東京交換所加盟ならびに代理交換参加状況



(1) 1890年までは『東京銀行集会所半季報告』(所収の手形取引所同盟銀行), それ以降は『東京交換所半季報告』による。いずれも『日本金融史資料 明治大正編』第一二巻所収。

(2) 1887年手形取引所に付属交換所設置, 1891年東京交換所独立。

すでに一八九一年(明治二十四年)の東京手形交換所規則は、ニューヨーク手形交換所にならって代理交換規定をもっていたが、受託銀行の責任が余りにも厳格にすぎたために、空文化してしまった。そこで九七年、条件を緩和するよう規則を改正し、代理交換の拡充に乗り出した。<sup>(4)</sup>その結果、九八年末には、日銀当座取引先からは七行、それ以外から一一行の中小銀行が代理交換委託行として手形交換に参加することとなった。とくに翌年に入って交換所が、手形・小切手決済の円滑化のために広く代理交換への参加

を呼びかけたために、新たに六〇行が加入し、総数八三行（店舗数一二九店）に達した。第3表に見るように、東京手形交換所の組織はこの時期にピークに達し、ほぼ完成段階をむかえたのである。

日銀本店における公的振替制の廃止によって、東京手形交換所の組織・活動は著しく強化された。日銀当座取引先でありながら交換所と関係をもたない銀行は一行に減少し、日銀当座取引と手形交換所とは密接な関係に立つに至った。今や東京の手形・小切手決済のほとんど全てが手形交換所に集中、一元化し、ここに交換元の決済を日銀当座勘定を介して行うという、ロンドン型の決済機構が構築されたのである。この決済システムの一元化によって、東京の手形交換は飛躍的に拡大することとなる。

一方、民間の力が強い大阪では、より錯綜した経過を辿った。一八九六年当時大阪では、国立銀行を中心に組織された大阪同盟銀行集会所と私立銀行による私立銀行集会所の双方が並んで、手形売買と手形交換を、日銀とは関わりなく行っていた。大阪における両集会所の活動は日銀にとって好ましいものではなかった。日銀の意向をふまえて九六年四月、第一・第十三・住友・三井など旧国立・私立の大銀行一二行が新たに同盟をくんで、ロンドン型の手形交換所を組織するに至った。<sup>(5)</sup>このときニューヨーク型の二つの手形交換所は廃止されなかったから、結局三つの交換所が競うという状況となった。日銀は、九六年一月、大阪同盟銀行集会所の手形売買が行詰り危機に陥るや、三百万円に及ぶ救済融資を投じられたら、「集会所の交換は玉石混淆し、恰も資金貸借の姿あり」と批判し、その廃止を訴えた。<sup>(6)</sup>その結果、多くの銀行が新交換所に参加し、旧交換所には日銀支店と当座取引のないものだけが残るという事態に至り、旧交換所は一月末廃止に追い込まれた。

この競合の過程で日銀は、新交換所において交換を希望するものに対して「総て日本銀行に当座を開く」という寛大な措置をとったという。<sup>(7)</sup>そのため第4表にみるように、日銀の当座取引先は新交換所が開設された九六年を境

第4表 大阪交換所加盟銀行および日銀当座取引先

第	支店	'90年	'94年	'96年	'98年		'90年	'94年	'96年	'98年
		12月	12月	12月	6月		12月	12月	12月	6月
一	(支店)	◎	◎	◎	◎	土藤				◎
三	( " )	◎	◎	◎	◎	佐本			◎	◎
五	( " )	◎	◎	◎	◎	大阪商		△	◎	◎
九	( " )	◎	◎	◎	◎	日本共				◎
十	( " )	◎	◎	◎	◎	日本貿				◎
七	( " )	◎	◎	◎	◎	加肥		△	◎	◎
八	( " )	◎	◎	◎	◎	起北				◎
二	( " )	◎	◎	◎	◎	井大				◎
三	( " )	◎	◎	◎	◎	尾和				◎
九	( " )	◎	◎	◎	◎	泉岡				◎
四	( " )	◎	◎	◎	◎	州大				◎
二	( " )	◎	◎	◎	◎	町山				◎
八	( " )	◎	◎	◎	◎	三商				◎
三	( " )	◎	◎	◎	◎	大木				◎
三	( " )	◎	◎	◎	◎	阪大				◎
四	( " )	◎	◎	◎	◎	大虎		△		◎
百	( " )	◎	◎	◎	◎	阪大		△	◎	◎
百	( " )	◎	◎	◎	◎	大和		△		◎
百	( " )	◎	◎	◎	◎	三津		△		◎
四	( " )	◎	◎	◎	◎	阿波		△		◎
山	口池	◎	◎	◎	◎	清富		△		◎
鴻	速	◎	◎	◎	◎	小谷		△		◎
浪	知	◎	◎	◎	◎	西小	◎	◎	◎	◎
高	井	◎	◎	◎	◎	藤田	◎	◎	◎	◎
三	立	◎	◎	◎	◎	新川	◎	◎	◎	◎
大	江	◎	◎	◎	◎	右傳	◎	◎	◎	◎
近	立	◎	◎	◎	◎	衛三	◎	◎	◎	◎
日	治	◎	◎	◎	◎	門五	◎	◎	◎	◎
大	業	◎	◎	◎	◎	取引	◎	◎	◎	◎
帝	( " )	◎	◎	◎	◎	所船	◎	◎	◎	◎
国	( " )	◎	◎	◎	◎	日銀	30	36	49	64
大	( " )	◎	◎	◎	◎	当座	26	28	43	58
帝	( " )	◎	◎	◎	◎	取引				
大	( " )	◎	◎	◎	◎	先				
小	( " )	◎	◎	◎	◎	うち				
川	三	◎	◎	◎	◎	銀行				
上	七	◎	◎	◎	◎					
三	八	◎	◎	◎	◎					
八	( " )	◎	◎	◎	◎					
久	( " )	◎	◎	◎	◎					
横	次	◎	◎	◎	◎					
住	正	◎	◎	◎	◎					
大	友	◎	◎	◎	◎					
逸	貯	◎	◎	◎	◎					
積	蓄	◎	◎	◎	◎					
善	身	◎	◎	◎	◎					
同	盟	◎	◎	◎	◎					

- (1) 日本銀行『半季報告材料書類』ならびに『銀行報告誌』61号、一八九五年一月三日、『大阪手形交換所百年史』第三章。
- (2) ○は日銀当座取引先、●は大阪新(旧)交換所加盟銀行、◎は両者を兼ねるもの、◦は代理交換加盟銀行、△は私立銀行集会所加盟銀行。
- (3) 住友については'90、'94年は住友吉左衛門名儀、'96、98年は住友銀行名儀。西川甚五郎のうち'90年は貞次郎名儀。

に急増を遂げた。その結果、日銀大阪支店の当座取引先は新交換所加盟銀行数を上廻ったが、それは、組合に加盟しない銀行の手形・小切手の交換を新交換所が許容したからであった。この措置によって、新交換所における実際の交換参加は組合銀行ではなく、日銀当座取引先銀行となった。東京におけるかつての公的振替制度では、交換所とは別に日銀が当座取引先に対し直接振替決済を行ったのに対し、大阪の場合には、日銀当座取引先の手形・小切手を交換所が全て交換決済するという方式をとったのである。双方とも預金取引を振興するという効果をもっていた。しかし東京では交換所の活動が抑圧されたのに対し、大阪では日銀が当座取引先を拡張すればするほど交換所の交換高は増大するという相乗的な関係に立った。日銀は当座取引先を拡張することによって新交換所を背後から支援し、大阪における預金取引の振興をはかったのである。

それから六年後の一九〇二年一〇月になって、大阪銀行集会所は組合に参加しない銀行の手形・小切手の交換を中止するに至った<sup>(8)</sup>。この措置によって交換所から排除された中小銀行の多くは、代理交換制をとおして間接的に手形交換に参加するようになった<sup>(9)</sup>。

以上の検討によって、世紀転換期、普通銀行体制の転換にともなって断行された、預金銀行主義的な決済制度改革の全容が明らかになったと思われる。

その戦略は、(1)まず日銀が公的振替制を導入することで、小切手取引の利用を促し、(2)それがある程度効を奏したところで公的振替の便宜を廃止し、日銀は交換尻決済のみにたずさわるといふ、ロンドン型の手形交換所を組織する。(3)この二段階の過程をふむことによって預金銀行化を推し進める、というものであった。

このような預金銀行をめざした決済制度改革は、一八九六から九八年に集中的に断行され、その仕上げは六年後の一九〇二年から三年にかけて行われた。そのイニシアチブは日銀にあった。川田日銀総裁時代に着手された改革

が岩崎時代に本格化し、山本総裁によって完成されたと言つてよい。この点では三代にわたる一貫した流れを認めることができる。こうした改革の結果、全国七大都市において、ロンドン型の手形交換所が組織されるに至つた。その帰結点が、一九〇三年全国手形交換所連合会の結成である。

先行する東京・大阪のほかに新たに名古屋・京都、さらに神戸・横浜・広島において交換所が新設された。名古屋・京都の場合には日銀支店・出張所が新設され、その強力な指導のもとに改革が断行された。なかでも名古屋においては、先行する東西両都の経験<sup>(10)</sup>をふまえて、公的振替制による当座取引振興—ロンドン型手形交換所設立へという改革戦略が組織的に行われた。ところが残る神戸・横浜・広島の三都では、未だ日銀支店がなかった。そこでは日銀は公的振替制による振興策をとりえなかつたし、また交換所を日銀の当座勘定によって決済する方式もとりえなかつた。さりとてニューヨーク型の交換所小切手決済方式は非効率でとりえない。結局、加盟銀行のうち最も中心的な銀行におかれた当座勘定を介して交換所を決済するという、いわば擬似ロンドン型方式が編み出された。神戸・横浜では横浜正金銀行、広島では住友銀行が日銀の代りを果したのである。<sup>(11)</sup>

以上のごとく、一八九〇年代後半における決済制度改革の結果、一九〇〇年には東京・大阪・京都・名古屋・横浜・神戸・広島の七大都市でロンドン型の手形交換所が出現した。それから三年後の一九〇三年(明治三十六年)三月、これら七交換所の全国組織として全国手形交換所連合会が組織されるに至つた。この全国組織の誕生は、日本における預金銀行主義的決済制度の確立を物語る。

(1) 『日本銀行沿革史』第一集第二巻、四四八頁。

(2) 「東京手形交換所組合以外ノ銀行ニ宛タル手形小切手従来本店ニ於テ交換決済致来ル処御取扱方廃止之儀伺」(一八九七年一月一—三日、営業局長鶴原定吉)ならびに日銀総裁「通知案」、いずれも日銀営業局『營業事務書類』(一八九七年)一四項に所収。

- (3) 「交換所組合銀行へ中井外十一銀行加入ノ件」(一八九七年二月八日) 日銀營業局『營業事務書類』(一八九七年) 一七項、ならびに「東京交換所半季報告」『日本金融史資料 明治大正編』第一二卷、による。
- (4) 東京の交換所は一八九七年一月五日、交換所「規則」第三條の代理交換規定を改正した。それは「交換の拡張を謀らんとするに当り却て不利なる」ためであった。改正の要点は以下の通り。(1)これまで交換代理は組合銀行の四分の三の賛成を必要としたが、これを届出制とした。(2)これまで委託銀行の支払手形は総て受託銀行が責任を負う義務があったのを、今後は責任を負わずにすむようにした。
- (5) 『大阪手形交換所百年史』(一九八〇年) および『銀行通信録』一二五号、一八九六年四月。三月一〇日の設立大会への参加行は第十三、三十二、三十四、四十二、百三十、百四十八、住友の七本店と第一、第三、三井、三菱、帝國商業の五支店、計一二行である。
- (6) 「大阪手形交換所の廃止願末」『東京經濟雜誌』八五四号、一八九六年一月二一日。
- (7) 「大阪の手形交換」(財團大阪銀行集会所ニ関スル記録)『渋沢栄一伝記資料』第七卷、二二九頁。
- (8) 『大阪銀行通信録』六二号、一九〇二年二月。このとき、四日市、虎友、天岡、古市、大阪、葛城、摂河、天王寺、淡路貯金の九行が加入し、組合外は大阪農工、木村、西浜、中西、日平、湖亀であった。また、このとき堺市同盟銀行も大阪渡りの手形について同様の措置をとった。
- (9) しかし、その後大阪における代理交換は東京ほどその数が伸びなかった。二つの交換所を残したまま、日銀に協調的な交換所を別個に組織するという荒っぽい手続をとったことが、一方で新交換所への加盟を高め、他方で一部に新交換所に対する忌避感を残したためと思われる。
- (10) たとえば名古屋では、一八九七年三月、日銀名古屋支店が開設されるや、当時の營業課長は、手形交換所の準備段階として、日銀による手形・小切手の直接振替のための「振替手形組合銀行」を組織するよう促した。明治・愛知・三井・第一など本支店一〇行はこの勧奨をうけて、同年五月組合を組織し、公的振替決済をまず実施するに至った。その振替高は九九年を中心に飛躍的に拡大した。開設後五年たった一九〇二年、参加行一七行、その振替高が発足時のほぼ五倍の八百万円に達するや、日銀は手形交換所への組織替えを勧告し、同年九月、一五行(本店一四行、支店五行)によってロンドン型の手形交換所が組織された。「名古屋銀行界の沿革(四)」ならびに「世界各主要地手形交換所組織一斑(九)」(菅武時)『中央銀行会通

信録』 一一三号、一九二二年九月による。

また京都においても一八九八年一月、第一・三井など二二行（本店七行、支店五行）が協議のうえ、京都同盟銀行を一旦解散し、新たに日銀京都支店を介したロンドン型の手形交換所が組織された。京都同盟銀行はそれに先立つ九六年三月以来、手形交換を独特の方式ではあるが毎日行っていたという。また日銀支店による公的振替が併行して行われたかどうかについては今のところ確認できない。代理交換の導入は一九〇三年六月に始めて規定が設けられ、九行が委託行となっている。東京・大阪・名古屋のいずれの場合でも、公的振替の廃止によって始めて代理交換制が必要となるという前例にならうならば、あるいは、このときまで公的振替が行われていた可能性が高い。「世界各主要地手形交換所組織一斑(七)」（管武時）同上誌一一一号、一九二二年七月をみよ。

(11) 神戸では、一八九七年七月、九行（本店四行、支店五行）によって手形交換所が組織された。横浜では一九〇〇年二月、一七行によって組織された。ともに交換所は横浜正金銀行を介して決済された。横浜では、組合銀行の東京本支店出張所あるいは代理店渡りの手形・小切手も決済された。広島では一九〇〇年六月、五行（本店二行、支店三行）によって手形交換が開始された。交換所決済は当初住友銀行支店を介して行われた。その後一九〇五年九月に日銀出張所が設立されたのをうけ、一九〇七年八月、日銀当座勘定方式に移行した。「世界各主要地手形交換所組織一斑(八)」（管武時）同上誌一一二号、一九二二年八月による。その後手形交換所の新設は、一九二二年関門・金沢、一三年函館・小樽、一六年札幌、一九年福岡までしばらくない。

### 第三章 隔地間をめぐる決済制度改革とその挫折

日清戦後、一八九六年以降の手形交換所改革によって、日銀—手形交換所—市中銀行からなるロンドン型の小切手決済機構が、ほぼその骨格を現わした。しかしそれは、出発にあたって渋沢が構想した全国的な統一決済機構とはなりえなかった。なぜならば、これら七大都市の交換所で決済される対象は、それら大都市内に向けられた都宛小切手手形に限定され、地方宛手形は対象外におかれたからである。それゆえ、ここに成立した交換所組織は都

市決済機構にすぎず、いわば大海に点在する、飛地といふべきものであった。金本位制の運営のためには現金の節約が強く意識され、そのために小切手取引のより一層の振興、その流通の強化がもとめられた。都市における手形交換が組織されるにつれ、解決されるべき課題は、点と点をむすぶ隔地間の決済を如何に円滑にするか、そのための制度的条件を整えること、この点に移っていった。ここでは隔地間の決済をめぐる様々な試みを、一九〇三年の全国手形交換所連合会結成の前と後に分けて概観する。そのうえで、一九〇〇年代小切手流通がかかえる限界を明確にする。

### 1 隔地間における小切手流通の振興

一八九〇年代隔地間の決済は送金為替によってなされていた。しかしそこで用いられていた送金手形はかつて「為替手形と称して習慣上銀行に於て発せしもの」であった。手形条例の施行とともに「習慣上一種の手形として流通する」に至ったが、九〇年代末には「往々横線を画するものあり又定期のものありて」「甚だ明瞭を欠き」「一種変則の手形たるを免れざる」という状況にあった。こうした状況のもとで隔地間送金に小切手の利用がはかられた。

その最初の試みは、一八九二年に端を発する日銀本支店間における保証小切手による送金制度である。九一年末、東京交換所は日銀に対し、日銀本支店（東京・大阪）において組合銀行振出の小切手に対し「直ニ支払」をなすよう「請求」した。それは短期的には、「東京大阪間為替取引之便利」をはかること、すなわち前年の九〇年恐慌で露呈した東西間の資金移動の不円滑を是正する狙いをもってしたが、長期的には「小切手ノ効用ヲ拡張」し、「手形流通ノ一進歩」をめざすものであった。この渋沢らの要請に対し日銀は、不渡りを恐れて、銀行による支払保証を付した横線小切手にかぎって認めることとなった。

日銀によって開始された隔地間小切手の利用は一八九七年（明治三〇年）を期に一気に民間に普及していった。たとえば三井銀行は九七年六月、東京・大阪・京都・横浜・神戸・名古屋の本支店間で保証小切手による送金を開始し、翌九八年八月には全店にこれを適用している。<sup>(3)</sup>このような動きをうけて、東京の手形交換所は九七年八月、「小切手流通上ノ安全ヲ図ル」ために横線小切手の奨励を決議した。<sup>(4)</sup>また翌九八年二月、大阪の手形交換所では、小切手による送金手形代替案が提起されている。<sup>(5)</sup>これまで隔地間の送金は伝統と移植のはざまにあってその様式が一定しない。むしろ欧米流の「小切手を使用」すべきである、というのが大阪の主張であった。しかし東西間で意見がまとまらず、この案件は決議には至らなかった。<sup>(6)</sup>

こうした動きのなかで、翌九九年の四月、小切手を無税（手形は二銭）とする印紙税の改正が行われた。この優遇措置をバックに、当所払の小切手とならんで他所払の保証小切手も送金手形にかわって広く用いられるようになった。また日銀も無手数料保証小切手制度の拡充を行った。一八九二年に開始された日銀保証小切手制度は東京交換所組合銀行を対象に東京・大阪の本支店間において行われたに止まったが、九七年五月には、大阪・名古屋・京都の組合（あるいはそれに相当する）銀行に対して四店間の送金が認められた。さらに二年後の九九年三月「横線保証小切手取扱方法」が定められ、これをうけて西部・小樽・福島支店・出張所にも拡張された。その結果、「日本銀行本支店出張所と当座勘定取引ある銀行は、横線保証小切手を相互間に回付し」無手数料で「日本銀行本支店出張所に於て其支払を受くる」<sup>(7)</sup>ことができるに至ったのである。日銀は、東京・大阪など大都市の小切手流通を促すべく公的振替制を活用したが、隔地間決済においても同様の方策が取られたのである。

以上のように一八九〇年代末、隔地間取引に小切手が利用され始めた。しかし、当時の小切手は不渡りの危険が大きく、とくに隔地間ではその危険が高かった。各交換所で不渡処分法が整備され、次第に小切手の信用力が強化

されつつあったとはいえ、未だ自立した信用力をもちえなかった。その未熟さを補充するものとして銀行保証という追加信用が導入されたのである。

銀行保証付とはいえ隔地間取引に小切手が浸透しはじめた一九〇三年初め、各地の手形交換所ではその動きに逆行する措置がとられた。「支払保証小切手を以て為替手形に代用せしむることを廃止するの件」が決定されたのである。隔地間の保証小切手は「取引上徂々危険の憂ある」「便法」にすぎず、「適法の為替手形」へ戻るべきだというのである。それは、前年の四月、日銀が小切手による送金手形の代用を否認したことに由来する。隔地間取引では、振出後七日以内という法定呈示期間が守られないことが多々あったためであった。

こうした動きを加速したのが、日露戦費調達の一環として断行された印紙税の改正であった。一八九九年の改正以来無税とされた小切手は一九〇五年一月の改正によって一銭の税が課せられた。このとき為替手形は二銭に据置かれ、約束手形のみ高率の累進税が課せられた。この変更は、約束手形あるいは小切手の為替手形への転換を促すこととなった。その結果、ひろく用いられた他所払保証小切手は一転して減少するに至った。結局、積極的な上からの小切手振興策にもかかわらず、隔地間決済において安定的な決済様式を確立することができなかったのである。

こうした状況のもとで、銀行の信用を前提としない商人間小切手決済の試みが模索されるに至った。

まず一九〇六年五月、東京手形交換所は「商人間小切手」を「奨励」する決議を行っている。これまで各地間送金は「為替手形、銀行間小切手若くは保証小切手」によって行われてきた。それらは、銀行が振出すか保証するか、いずれにせよ銀行の信用に大きく依存する。今後は商人など「送金者発行の小切手を以て直に之に充つることを奨励」し、銀行はただ「他所小切手に対し便宜取扱を為す」とどめると。<sup>(10)</sup>

その方法は「当座入金」と呼ばれ、既に三井あるいは横浜正金銀行で試行されていた。たとえば前年の一九〇五年一月、三井銀行支店長会において「他所払小切手ノ流通ヲ奨励スルノ方法如何」が諮問されて<sup>(11)</sup>いる。その趣旨は、「銀行ノ得意先が、各自支払ヲ為ス時ニ他所ニ向ツテ自分ノ小切手を振出す」ならば、すなわち京浜間、阪神間あるいは東京・大阪間の取引決済に商人間小切手が利用されたならば「得意先ニ対シ大變便利」であろうというにある。新婦朝派の池田成彬・間島弟彦が欧米の事情をふまへ積極的であつたのに対し、理事の波多野承五郎が消極的姿勢をとつた。その議論の過程で、隔地間決済をめぐつて以下の如き問題点が浮き彫りにされた。

第一に、「各地ノ連絡ガマダ十分テナク」郵便の「不着、停滞」を考慮すれば、商法が規定する振出後七日以内という小切手の呈示期間は、他所払小切手が流通するうえで大きな障害となること。この制限からおのずと流通範囲は、京浜間あるいは京阪神間、延びても東京大阪間に限られてしまふ。

第二に、「外国テハ総テ当座勘定ヲ通ス」という慣行が成立しているが、日本ではまだ「当座勘定ヲ持ッテ居ル人が少」ない。当座先が「始終猫ノ眼ノヤウニ變ル」ようでは、小切手を送つても当座勘定がなく受けとれぬという事態が生じかねない。

第三に、この制度は三井の小切手だけでなく他店の小切手に対しても、振込人の信用によつて即時入金しなければ、効益は少ない。その場合には、無担保で割引をするに匹敵するリスクを負うことになる。

第四に、それは得意先あるいは「銀行全体ノ便利ヲ与フル丈ケテ」、三井など個別銀行にとつて「余リ効能ハ無<sup>(12)</sup>イ」のではないか。

第五に、他店の小切手を受け入れるとするならば、その決済機構として、「重ナル交換所ノ間ニ」「地方手形ノ交換」制度を設ける必要がある。そのためにも信用ある商人が卒先して他所払小切手を利用し流通させなくてはなら

ない。その一助として、三井銀行の得意先の狭い範囲で試行してみる。

以上、三井銀行支店長会で提起された諸点は、預金市場成立当時の小切手流通がかかえる問題点を鮮明に写し出している。大都市において手形交換制度が整備されたいま、隔地間の他所払小切手の流通を如何に推し進めるか、その決済を如何にするか、ここに当時の信用機構がかかえる最大の課題があったのである。それは手形交換所全国組織において議論されるべきテーマであった。次節でこの点を扱う。

- (1) 「記事」『大阪銀行通信録』四号、一八九八年二月。
- (2) 東京交換所「委員廻議」『渋沢栄一伝記資料』第七卷、三三七—三三一頁。
- (3) 三井銀行「達調各」二二号、一八九八年八月六日、各店支配人宛三井高保。第一国立銀行も一八九二年三月、保証小切手を定め、東京本店の小切手を大阪、横浜・神戸・名古屋で支払うこととした(『日本銀行統計月報』より)。
- (4) 「横線小切手ノ法ヲ広く奨励スルノ件」(一八九七年八月二七日)『東京手形交換所五十年史(未定稿)』二〇二頁。
- (5) 「記事」『大阪銀行通信録』四号、一八九八年二月。
- (6) 「為替取引上送金手形ヲ廃シ小切手使用ノ件」(一八九八年二月一五日)『東京手形交換所五十年史(未定稿)』二〇二頁。東京側は「一ツノ便法ナリ」といえども「差支ノ廉ナキニ非ず」と消極的であったため、一八九八年二月二五日、大阪側は二九对三一の近差で否決した(『大阪銀行通信録』第五号、九八年三月)。
- (7) 東京交換所「委員廻議」『渋沢栄一伝記資料』第七卷、三一九—三三二頁。  
日銀の普通・電信為替制度は、日銀取引先以外のものでも利用できたが、当初「低歩」であるが、手数料が徴収された。これに対して保証小切手制度の利用は当座取引先に限定され、無手数料とされた。その結果、普通・電信送金制度は取引先外のものによる小規模な取引に利用されるにすぎなくなった。手数料をとっても徹々たる利益しか生まないので、一九〇六年七月、為替手数料は無料とされた。日銀の本支店間無料送金制度は、地域分断的色彩の濃い日本の信用機構にとって、隔地間資金移動のための脈管体系という重要な意義をもったのである。
- (8) 東京手形交換所「委員廻議」(一九〇二年二月一九日)『渋沢栄一伝記資料』第七卷、四〇二頁。京都では一九〇三年三

月に建議されている(『集会所書類』)。

(9) 『日本銀行沿革史』第一集、第二卷、六五六頁。

(10) 「商人間小切手使用ノ件」(五月九日決議)『東京手形交換所五十年史(未定稿)』二〇七頁。

(11) この項は三井銀行支店長会(一九〇五年一月)「他所払小切手ノ流通ヲ奨励スルノ方法如何」『三井銀行史料 2』二九四—三〇二頁。

(12) これは、専務理事波多野承五郎の発言であるが、余りに個別銀行的で、預金銀行のもつ現金節約、信用創造効果を見過している。

## 2 地方手形交換の試みとその挫折

一八七九年渋沢栄一が最初に手形交換所の設立を呼びかけたとき、それは東京・大阪を二極とする全国決済機構を展望するものであった。しかし地方分断的な性格を色濃く残していたために、その構想のもとに組織された東京・大阪をはじめとする大都市の手形交換所は、全国をおおうものとはなりえず、「地方」的な決済の場にとどまざるをえなかった。何故なら、当時交換所において対象とされたのは市内宛ての手形・小切手に限られ、地方宛ての手形・小切手は持出すことが出来なかったからである。すなわちロンドン手形交換所において行われていた地方交換のルートを欠いていたのである。

日本において地方手形交換の導入が具体的に議論されるようになったのは、一八九七年以降のことである。その発端を切ったのは同年六月、当時欧米視察を終えた日銀理事山本達雄であった。<sup>(2)</sup> 山本は信用取引の振興の狙いから、欧米の興信所ならびに交換所の紹介を試みているが、その末尾で「組合外の銀行手形や地方銀行の手形までも交換所にて交換し得るの途を開かる様」希望している。その背後には、金本位制移行にともなう現金節約の必要、預金取引の振興の狙いが脈うっている。

当の手形交換所において、地方手形交換の導入が具体的プランとして提起されたのは、一九〇二年に入ってからである。第百銀行の池田謙三が、その年の四月東京手形交換所において「地方手形交換開始建議案」を提出して(3)いる。地方銀行宛手形の交換を開始することによって、「東京手形交換所をして同じく全国の手形交換所たらしめ」、全国規模での手形決済を展望するものであった。

そのさい池田は、全国為替決済の方法として、英国法と大陸法の二つを掲げる。大陸法とは、中央銀行による公的振替制 (Giro) を指し、英国法とは手形交換所決済制を指す。大陸法は中央銀行が数多くの支店をもたなくてはならない。当時の日本がとりうる現実的な方法として、池田は英国法を推奨する。

横浜では東京宛手形、京都でも大阪・神戸宛手形がすでに当所宛手形扱いされ交換されていた。(4) この交換対象範囲の拡張をさらにすすめて「東京より一日郵便程の地方を其勢力圏内に包含」することは「易々たる可し」。その利点として池田は次の諸点を掲げている。

第一に、地方銀行が全ての取引銀行に対してもっている債権債務を、東京手形交換所を介して自由に取立て弁済し、一括して相殺できるため為替の出合いが容易となる。そのため従来のように多くのコルレス先に分散して多額の為替資金を保有する必要がなくなる。第二に、地方銀行は債権債務の差額分を東京の交換委託銀行に預託する結果、東京の銀行に全国の決済資金が集中し、その金融力は著しく増大する。第三に、これまで他所払手形の取立ては容易でなく、他所払手形による預金は歓迎されなかったが、地方手形交換の導入によって、地方的に限界づけられていた小切手流通範囲が拡大する。

この建議案に対し、次の如き問題点が提起された。呈示期間七日間という短期の有効期間しかもたない小切手を交換するうえで運輸交通の便がまだ充分でないこと、全国の地方手形を受け入れることは事務手続上困難であるこ

と。これらの点を考慮して、次の如き具体案が示された。「往復三日間に決算し得べき範囲内」で実行すること。すなわち「西南名古屋より東北仙台に至る中間の商業地域に限り一般の手形小切手の交換」を行う。それ以外の地については「銀行者の為替尻決済に限り全国を通して東京に於て代理交換を為す」こと。この具体案にもとずき、八月には地方銀行宛て照会案が整えられ、実現に一步むかった。

東京の交換所において地方手形交換案が提起された直後の一九〇二年七月、日銀検査局長小野英二郎は、この試みに対し次の如き論評を公にしている。<sup>(6)</sup>

小野はまず、元来我国の金融は「東京系統及大阪系統」の二つの系統からなり、「全国各地の貸借は多く此兩地を通して決済せらる」こと、いま問題となつてゐる地方手形交換はこの「各地間の貸借を中央都府に於て決済する」方法を「一層簡便ならしむるもの」と評価する。そのうえで為替決済上の問題を指摘する。「地方は中央都府に対して常に借方に立てる」から、中央より地方にむけた送金為替は「現金を動かすの必要なく」、容易に振換の方法を以て直に之を決済する」ことができるが、地方より中央へむけた送金為替の振替は「少しく困難」であると。為替手数料を「適度に減少するなどして送金為替の利用を「一層拡張」しなければ「未だ充分に其効果を取むるに足らず」と、手数料の引下げを勧奨している。

条件づきとはいへ日銀当局の了解をえて地方手形交換の問題は、東京手形交換所から全国手形交換所連合会へ舞台へ移すことになった。地方手形交換構想をうけて、はじめての全国的規模での銀行組織、<sup>(7)</sup>全国手形交換所連合会が組織された。

一九〇三年二月、第一回準備委員会が開かれたが、そこで早くも強い抵抗にあつた。地方手形交換はこれまでのコルレス決済とは方式が違ふから、まず東京において「代理店制度ヲ組織セサレハ實際行ハレ難シ」<sup>(8)</sup>と差し戻され

たのである。しかし東京の交換所はこの点について合意をうるにいたらず、「決定を延期<sup>(9)</sup>」せざるをえなかった。おそらく普通銀行数一八〇〇におよぶとき、受託銀行となる東京組合銀行が負う事務は煩雑を極めるといのがその理由であらう。

全国手形交換所連合会による地方手形交換の試みは挫折に終った。にもかかわらず日銀は日露戦後期にもう一度、隔地間小切手決済、地方手形交換の導入を強く訴えた。日露戦後の金本位制の運営上、一層の現金節約がもめられたからであらう。

一九〇六年一月、日銀大阪支店長井上準之助は大阪手形交換所において「手形交換と現金取扱高」と題する演説を行っている。<sup>(10)</sup>そこで井上は、一八九六年には日銀大阪支店現金取扱高のほぼ四分の一にすぎなかった大阪の手形交換高が、それから六年後にはほぼ同額、九年後の一九〇五年には逆に一三倍へと急成長を遂げたことを高く評価する。そのうえでなお一層現金節約すべき点として次の二点を指摘している。ひとつは、「我国現時の如く多数の銀行と取引を為すは多額の現金を必要」とする。外国の如く「商人が一銀行とのみ取引する」ようになることが必要であると。もうひとつ、「銀行が他所に資金を送る場合に現金を用ふること頗る多し」と隔地間送金の問題を挙げてゐる。この点は急に改めることはできないが、なお「講究」の余地ありと促している。

この井上の演説と連動するように、一九〇七年一月、日銀総裁松尾臣善は東京手形交換所において、ロンドン手形交換所における地方交換要領ならびに静岡・川越間手形の交換例を掲げ、地方手形交換の設計を勧めている。それが行われれば、全国の主要取引は手形交換によって決済され、「通貨ノ所要高ハ単ニ小売取引其他幾分ノ小取引ニ止マル<sup>(11)</sup>」であらうと。

以上の如き日銀首脳による小切手流通の一層の勧奨をうけて、まず一九〇七年四月、第五回全国交換連合会にお

いて「銀行間為替取引約定を廃止し之に代ふるに当座取引約定を以てするの件」が大坂手形交換所によって提起された。<sup>(12)</sup>それは、変則的で繁雜極まりないコルレス決済を欧米流の当座勘定決済へくみかえようという狙いもち、さきの三井銀行他所小切手奨励策を全国的規模で行おうというものであった。これに対して、すでに当座振込の方法を個々実行してきた三井（波多野）、横浜正金（山川）らが消極論をぶつた。結局、翌八年四月、第六回連合会の準備委員会において廃案となり、各行の「随意」にまかせられた。

この試みは、当時の隔地間取引の実情からみて余りに急進的であった。その挫折は止めの一撃に等しく、これを機に連合会はこれまでの交換所を軸とする決済制度とは異なる方向へ序々に、重点を移してゆく。その序曲は、既に始まっていた。実は、準備委員会は、大阪（当座入金）案と並んで日銀に対して本支店網を介し、当座振替決済を行うよう要請するという決議を行<sup>(13)</sup>っていた。それは独仏など大陸系の中央銀行の振替送金制度（Giro Conto Transfer）にあたるものであった。九〇年代の決済制度改革によって一旦姿を消した日銀の公的振替制が、手形交換所みずからの手によって要請されたのである。そこに、当時の隔地間決済がかかえる問題の深刻さが表出している。

この連合会における戦略上の動搖は、翌一九〇九年第七回大会で横浜の交換所によって提起された「当座勘定振替送金ノ件」<sup>(14)</sup>において強く露呈している。それは、「各手形交換所組合銀行の当座取引先に対する送金は手形交換所を利用し、銀行間帳簿上の振替によりて為替手形の授受に代へん」とするものであった。この構想の背後には暗裡に地方手形交換が想定され、決済制度の基本を交換所におくという一八九〇年以來の基本方針が踏襲されているが、他方で、決済は小切手によらず、譲渡不能の振替伝票によるという方式が想定されていた。これによって小切手をもつ呈示期間七日という法的規定を逃れようとしたのであるが、この妥協は手形交換所決済方式から振替

決済方式への転換を意味する。こうした妥協にもかかわらず、この横浜案も陽の目を見るに至らなかった。<sup>(15)</sup>

一九〇三年に結成された全国手形交換所連合会にとってまず最初に解決すべき課題は、地方手形交換を導入することによって隔地間決済機構を構築するところにあった。都市宛ての小切手とならんで地方宛の小切手も交換所で決済されるようになれば、小切手は地方的な枠をこえて全国にひろがり、その流通力は格段に強化されたであろう。これによって、都市と地方の双方をふくむ全国統一決済機構を構築するという渋沢栄一の雄大なプランが実現するはずであった。しかしながら、日本の交換所は遂に地方手形交換を制度化することができなかった。そこには都市大銀行の保守的な姿勢が影をおとしているが、基本的には足下にひろがる地方分断性からくるコスト、リスクに対して彼等が及び腰にならざるをえなかったからである。四千に及び金融機関が縦長に分散する、単一銀行色の強い地方分断的な金融構造のもとでは、地方宛手形決済にともなうコストを民間レヴェルで負担することは頗る困難であった。この領域はむしろ公的機関が背負うほかなかったといえよう。

日銀は早くから隔地間決済の円滑化に努めた。地方手形交換がないところでは、隔地間決済はコルレス為替勘定をとおして個別的に処理されざるをえない。日銀はその本支店をむすぶ為替送金を早くから整備することで、銀行間に残る債権・債務の最終決済を果した。日銀には公金送金も集中したから、当然送金手数料は民間よりもかなり低く抑えることができた。まず一八九二年以来保証小切手による無手数料送金制度が整備され、さらに一八九九年には日銀本支店間の送金は全て無手数料とされた。こうした日銀の送金制度は、地域的分断色の濃い日本の信用機構にとって、隔地間資金移動決済をスムーズに行う潤滑油の働きをなしたのである。一九一五年に施行された日銀当座勘定付替制度は、こうした日銀の公的送金決済制度をより一層拡充するものであり、その集大成といえるべきものであった。

さきに見たように、全国手形交換所連合会は一九〇七年第五回大会において「当座振込」の振興を策したが、同時にその一環として日銀においても当座振込が認められるよう要請決議を行った。連合会での振興決議はならなかったが、日銀は数年の検討をへた一九一五年四月、当時すでに「普通銀行者間ニ於テハ皆此方法ヲ採用シ得意先ノ便宜」を計っていたこと、ならびに保証小切手が法的に疑義があること、さらに小切手作成、仕払保証の手数を省くことができるなどの点から、この要請を受け入れることとした。<sup>(16)</sup> これまでの普通送金は当座取引先以外に対する送金手段として存続されたが、保証小切手制は以後当座勘定付替制にとつてかわられたのである。当座付替なるものは、独仏中央銀行に一般的にみられた公的振替制に他ならない。一八九〇年代預金銀行主義的改革のもとで一旦廃止された日銀による公的振替制は、明治末隔地間決済の要請から再び浮上してきたのである。とはいえ「銀行の銀行」を依然志向する日銀は、この公的振替制を銀行間の決済に限った。

(1) 当時各国の手形交換所の交換方法ならびに活動状況については『銀行通信録』が詳細に報じている(一四六、七、八号、一八九八年一、二、三月)。

ロンドン手形交換所は一八五八年、それまでの市内交換とならんで地方手形交換を開始した。市内交換が市内宛手形を対象とするのに対して、地方手形交換は地方宛手形を対象とする。それは、郵便期間一日以内の地方銀行(ならびにロンドン銀行支店)に宛てた手形を、ロンドンの銀行に委託し、他の委託銀行分と交換する、というものである。一九〇二年当時、市内交換一〇に対して地方交換一の割合で、市内交換が圧倒的比重を占めていた(大蔵省『金融事項参考書(外国編)』一、一九一四年版、一〇〇頁)。

(2) 「東京銀行集会所定式会に於ける日本銀行理事山本達雄君の演説」(五月一七日)『銀行通信録』一八九七年六月。

(3) 「地方手形交換開始建議案」『大阪銀行通信録』五六号、一九〇二年六月。

(4) その実態はよくわかっていないが、とりあえず三井銀行支店長会(一九〇五年一月)「他所払小切手ノ流通ヲ奨励スルノ方法如何」(『三井銀行史料』2『二九四—三〇二頁』)をみよ。その背景には日銀の手形取扱い方があると思われる。たとえ

- ば日銀大阪支店は、一八九九年七月、手形流通振興の観点から、神戸手形を当所扱いとしている(『銀行通信録』一六四号)。
- (5) 「地方手形交換開始に関する調査委員取調」『銀行通信録』二〇二号、一九〇二年八月。
- (6) 小野英二郎「地方手形の交換に就て」同上誌、一九〇二年七月。当時の各地間の資金移動状況については「全国要地為替取組尻地方別調」(『東洋経済新報』一九五、六号、一九〇〇年五月一五、二五日)が貴重である。
- (7) これまでも全国集中決済の問題が現われるたびに、全国銀行組織が構想されたが、陽の目をみることはなかった。アメリカ国立銀行に範をいた一八七八年「紙幣交換準備」構想、一八八三年全国「連帯為替」構想のいずれも挫折に終わった。
- (8) 全国手形交換所連合会「準備委員会第一回録事」(一九〇三年二月一七日)『渋沢栄一伝記資料』第七卷、三九九頁。
- (9) 『東京手形交換所五十年史(未定稿)』一一、一二頁。
- (10) 井上準之助(日銀大阪支店長)「手形交換と現金取扱高」『大阪銀行通信録』一〇一号、一九〇六年一月。そこで井上は、百円兌換券が大阪で多用されること、それは大阪支店から名古屋・京都・西部支店へ回って再び大阪支店へ返ってくるという地方間送金手段として需要されていることを指摘している。
- (11) 「東京手形交換所組合銀行新年宴会ニ於ケル演説草稿」(一九〇七年一月)『松尾文書』「財政金融ニ関スル調査書類」二二八項、所収。
- (12) 全国手形交換所連合会「銀行間為替取引約定を廃止し之に代ふるに当座取引約定を以てするの件」『大阪銀行通信録』一一五号、一九〇七年四月。京都の集会所でも同年一〇月、住友の提案により、「この案が検討されている(『京都銀行集会所議事録』による)。
- (13) 「全国交換所連合会」『大阪銀行通信録』一二七号、一九〇八年四月。この大会で新たに「日本銀行と当座取引ある銀行に対しては同行本支店の孰れに於ても其当座口へ入金を受入れることを同行に依頼するの件」が提起され、可決された。
- (14) 「横浜交換所の当座勘定振替制度」(同上誌二四号、一九一五年七月「日本銀行の当座勘定付替実施」付録)をみよ。
- (15) 『東京手形交換所五十年史(未定稿)』二〇八頁。一九一〇年四月の第八回全国手形交換所連合会において、「この横浜案は「尚実行上躊躇するの点多ければ賛成する能はず」と否決された。
- (16) 日銀営業局「本支店出張所間当座勘定尻付替ノ取扱開始ノ事」(一九〇八年一月、ならびに一九一五年四月)『支店長会議書類』(自明治四四年至大正五年秋)による。

## おわりに

日清戦期以降の預金銀行主義的決済制度改革にもかかわらず、地方手形交換の導入の失敗によって、日本の信用制度は、渋沢が構想した全国決済機構を遂にもちえなかった。結局のところ、それは次の如き二元的な編成に止った。第一は大都市の市内宛手形に関するもので、手形交換所を介して集中決済される。その交換尻決済にさいし日銀当座振替が利用される。第二は地方宛手形をめぐるもので、集中決済の場がない。そのため決済は個々の銀行に委ねられるが、そのとき日銀による公的振替システムが極めて有効であった。

以上のように、手形交換所を軸とする一元的な決済制度を構築しえなかったことは、日本の金融市場のありように次の如き様々な影を落すことになった。

第一に、手形交換の便益が大都市内に集中したために、小切手の浸透・流通は大都市では著しく進んだが、地方ならびに隔地間では小切手取引は大きく立ち遅れた。

第二に、このような小切手流通の地域的なアンバランスは、日清戦後、急速に進む預金銀行化の進展にブレーキとして働いた。大都市に比べ地方における預金銀行化のテンポが鈍かったのもひとつにはこの点が関わっている。

第三に、隔地間決済が効率的でなかったために、地方では東京（あるいは大阪）払の小切手といってもさほど歓迎されず、地方銀行は東京や大阪に勘定を集中しておく必要がなかった。決済資金は各地にちらばる無数のコルレス先に散在しておかれた。その結果、東京・大阪は英国におけるロンドン、北米合州国におけるニューヨークの如き、全国的な金融センターとなりえなかったのである。

つまるところ日本の信用機構は、ロンドンのような全国集中決済機構をもちえなかった。ただ手形交換所と大銀

行・日銀の支店網からなる「点と線」をもちえたにすぎなかつた。その後の全国商品流通と資金移動の拡大は、当然のこと、この決済の「点と線」の拡張を要請する。ひとつは、地方都市へ手形交換所を新設することによって「点」そのものをふやすこと。ふつめは、こうした「点」を結ぶ支店網を増設し、当座振込による個別的な決済「線」を自力で拡大すること。この二つの力が信用機構の深部に働く。この決済上の内的限界によって、アメリカ単一銀行制 (unit banking system) に範をおいて創設された日本の信用機構は、序々に、イギリス流の支店銀行制 (branch banking system) へと転換してゆく。のちにみる都市大支店銀行と「一県一行」的 地方大銀行の併存という日本独特の金融構造は、その帰結に他ならない。